

市民協働条例調査特別委員会

(平成24年8月1日)

○ 伊藤嗣也副委員長

おはようございます。それでは、時間になりましたので、市民協働条例調査特別委員会を始めたいと思います。

ただいま、石川委員、まだでございます。特別連絡が入っていないということで、進めさせていただきたいと思います。

なお、本日、杉浦委員長が体調不良により欠席されますので、四日市市議会委員会条例第10条第1項の規定に基づき、私、副委員長伊藤が委員長職務を本日代行させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。本日の議論でございますが、私は何分ふなれでございます。皆様、どうかご協力のほうよろしく願いいたします。

また、お手元の資料でございますが、たくさんあると思いますが、まず、福岡市の市民公益活動推進条例における位置づけ、これは委員長と打ち合わせ、理事者をまじえた打ち合わせのとき、委員長のほうから理事者側に対して資料の要求を行い、本日皆様のお手元に配付をさせていただいたということでございます。

それから、前回の20日の委員会で出された主な意見、これにつきましては事務局のほうでまとめていただきました。また、皆様のお手元に、芳野委員のほうから、前回の4月20日の委員会の内容につきまして、芳野委員ご自身がまとめられたと。委員長と少し打ち合わせをされたようでございます。それにつきまして、資料の配布並びに芳野委員のほうからの説明をしたいという旨のお届けでございましたので、それを入れていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、前回、団体の登録制度並びに届け出制度、それから、市民協働促進委員会の機能、登録時案件審査等につきましてのご議論がなされたと思いますが、その件につきまして、皆様お手元の資料並びにお考え等をお願いいたします。ちなみに、本日傍聴の方が8名お見えでございます。この場でご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

もし、皆さん、問題がなければ芳野委員の市民協働条例における市民団体の考え方の資料を、冒頭ではございますが説明をしていただきたいと思いますと思うのですが、皆さん、特段問題なくよろしいでしょうか、少しお時間いただいても。それでは、芳野委員、よろしく願いいたします。

○ 芳野正英委員

ご指名といいますか、あわせて、7月20日委員会で出された主な意見という意見のまとめをごらんいただければと思うんですけど、ちょうど7月20日が終わった後に杉浦委員長とちょっとお話をしている中で、私もここで大分意見は出させていただいたんですけども、登録制度のあり方について、以前から出されている促進条例案の中にある登録制度にかわる、かわるといいますか少しこれを変えるような形での提案をさせていただいた部分で、少し委員長に私の図式を手描きでお示したところ、ちょっとまとめてくれということでしたので、この横長のA4の紙でまとめさせていただきました。これはあくまで私の整理でございますので、それをご配慮いただいております。

A案とB案というふうに書かせていただいたんですけど、A案というのが市民協働の促進条例案のたたき台としての案の中の整理なのかなというふうに思っているんですが、私自身の整理はB案という形で、市民団体の登録ですとか、そういったことを確認していけばどうかなということで、この対比からちょっと整理をさせていただければというふうに思っています。

それで、この前の20日の中でも多く意見が出たのが、この協働条例の中に捉える市民団体の中で、趣味のサークルですとか、いわゆる一般的にはボランティアに関しての中で、特に私的な活動についてはこの条例における対象外とすべきではないかというご意見もありました。私自身もそう考えておりますので、ごらんいただいて、A案、B案ともに、一番下、趣味のサークル、ボランティアに関しては、活動の性質としては私的活動ということだろうというふうに思っていますので、市との関係、もしくは、条例の捉え方としては、財政的な支援も特に、サークル自体も希望しないでしょうし、四日市市もそこは自由な活動として把握をしていないというようなことを考えております。

問題となってくるのが、条例では市民活動団体の登録という形で、案の中の12条で団体等の登録制度というのがたたき台の中には書いてあります。これですと、いわゆる市民活動、市民団体を二つに分けて、活動団体の登録に際して市民協働促進委員会が審査を行うというような形で、財政的な支援ですとか、ほかには協働事業提案制度ですとか、いろんな市とのかかわりに関しては登録された団体が行っていくというような規定になっています。

ただ、この前の20日の議論の中でもあったんですけども、私自身は財政的な支援を受

けたりですとか、協働事業の提案をする市民団体と私的な活動をする団体の間にもう一つの捉え方があっていいのかなというふうに考えています。つまり、四日市市としては名簿への掲載というご意見もありましたけれども、いろんな市民活動団体の中で、まずは市民活動自体が名簿に掲載してもらおうと。名簿への登録、登録という名前はなかなかこちらのA案の登録と名前がかぶってしまうので、あくまで掲載というふうには捉えさせていたでいるんですけど。名簿への掲載をすると、それによっていわゆるエントリーみたいな形で四日市市がこういう団体があるんだというのを把握すると。その中から、市と市民団体が協働の立場で財政的には支援を受けるですとか、協働事業提案制度をその団体と市が協定を結ぶとか、そういった形の、前のエントリーと実際の申請と2段階に分けたらどうかというふうに考えております。市民協働促進委員会は、名簿に登録された団体の中から手を挙げて、財政的支援を受けたいですとか協働事業について提案をしますといった市民団体を審査していくというような形で捉えてはいかがかなというふうに考えています。

これを裏づけるようにちょうど条例案の中の定義づけ、2条の定義の中も、実は市民活動と市民協働という形で定義を分けてあるわけですね。第2条の3号で、市民活動、これは、市民等が公の利益を目的として自主的に行う活動であって次のいずれにも該当しないということで、宗教的だとか、政治的な活動は外すというふうになっていますので、私的活動でない市民活動というのは公益的な活動をする活動と、その中から、市と連携して、5条にありますけれども市民協働ということで、市と連携してそれぞれの持つ特性を生かしてまちづくりに取り組むというのが市民協働というふうに定義づけされていますので、そういう点でも、市民協働と市民活動のそれぞれの活動の内容を分けてみるのがいいのかなというふうに考えています。

あと、表の下にぼつでつけさせていただいているのがそれぞれの案の特徴というような点で、これは私の私見なんですけど、A案の場合ですと登録イコール市が財政的な支援をするですとか、市の協働事業提案を受けるとそれが登録とイコールなんだというイメージに捉えられかねないかなという部分と、どうしても財政的支援を受けるとするのは、市民活動団体の中でも大分いろんな審査を経た上でのハードルの高い部分でありますので、そういう点でのハードルの高さが私的な活動以外の全ての団体に当てはまるかというとなかなか難しいのかなというふうに思っていますので、そういう点でちょっと、弱点といいますか問題点といいますかがあるのかなと。一方でのB案の部分でいいますと、問題点なんですけれども、自治会ですとか社協といった地縁団体も、一方では自動的に名簿に掲載す

ると。市のほうは名簿を掲載することで四日市市が把握するという取り組みができるんですけれども、一方で、掲載を希望していない地縁団体というのものもあるかもしれませんので、そういった団体に対してどういう対応をするかというのは問題点としては挙げられるかなというふうには思うんですが、一方で、名簿掲載というのは、四日市市が把握するだけではなくて、他の名簿を掲載している団体にとっても他の団体がどういう団体かというのを知るきっかけにもなりますし、市民協働というのは四日市市対市民活動団体との連携というのはもちろんなんですが、市民活動団体同士の連携というのも一つの形としてはあり得るべきだと思いますので、そういう点での名簿を掲載するメリットというのは市民団体同士の連携も活発にすることができるのではないかなということで、一定の意義があるものかなというふうに私は考えておりますので、これは冒頭申し上げたように私見ですので、これをもとに前回の議論の続きの中でご検討いただければなというふうに思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

芳野委員のほうから、私が聞いた限りでは3階建てになっておるのかなというふうに理解いたしました。ただいまの芳野委員の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

○ 山口智也委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

芳野委員のA案の市民活動団体の登録というところが2段階に分けていただいたというところは、私もこのように思います。条例案の第2条の第3号、芳野委員も少し触れられましたけれども、宗教活動等、また、政治の目的等のこういう条件の団体ではないということですか、また、第2条の第4号の市民活動を主たる目的とする団体であるか等の、こういう条件をあらかじめ登録の時点で基本ラインはしっかりクリアしているかどうかという判断をしておくことはやはり重要ではないかというふうに思っております。その上で、いざ事業を行うというときに手を挙げていただくときに、推進委員会等でさらにふさわしい団体であるかどうかという選定をしていくという流れが大事ではないかと思っておりますので、

基本的には芳野委員の提案は賛同しております。

以上です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

B案に対する賛成のご意見だと思いますが、他にございますでしょうか。

ないようでございますので、時間の関係もございますので先へ進めたいと思いますがよろしいでしょうか。では、進めさせていただきます。

本日、あくまでも私としましては、案の条例をベースに委員の皆様ご理解の上ご審議をしていただきたいと思います。それで、前回でございますが、まず、登録そのものが必要なのかどうかというご意見があったかと思えます。協働事業を決定する際にハードルを高くするのかどうか、その辺も踏まえましていかがかと。それから、届け出方式でございます。審査がいる場合といない場合が想定されると思えますが、先ほども芳野委員のほうからも説明があったかと思えますけれども、その辺のご意見を頂戴して、届け出方式、登録方式、この辺を、できましたらきょうクリアにしたいと思うんですが、それに関して、まずご意見を頂戴できませんでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

確認ですが、クリアにするということは、もうきょう決めてしまうということ。コンクリートしてしまうということ。

○ 伊藤嗣也副委員長

いえ、ある程度、ちょっと交通整理できればと思っております。

○ 笹岡秀太郎委員

了解です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ただいま笹岡委員からもご質問ありましたが、その上で委員会のほうの内容も必要になってくると思いますが。

○ 樋口博己委員

福岡市市民公益活動推進条例におけるという書類の説明はあるんですかね、もしなければちょっと確認したいことがあるんですけども。あればお願いしたいと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

福岡市市民公益の条例の位置づけに対する資料でございますが、委員長と打ち合わせのとき、委員長のほうから理事者側に資料要求をいたしました。それで、本日配付させてもらったわけでございます。ただいま樋口委員のほうから質問がございましたので、説明よりもできましたら質問でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 樋口博己委員

わかりました。一番上の市民活動団体の登録制度で、以前は登録が必要だったけれども今年度から不要になったと。法人認証の申請窓口となる政令市の福岡市が行うことにより云々とありますけれども、この辺の詳しいことがわかれば教えていただきたいんですけども。

○ 伊藤政策推進監

おはようございます。よろしくお願いたします。

平成23年の6月だったかと思うんですが、NPO法人の法律が変わりまして、例えば、福岡市に事務所が、福岡市のみに事務所があるNPO法人さんについては、政令市である福岡市さんのほうに認証、認定などのお届けをしていただくということになりまして、ですので、福岡市さんの場合は、この4月から福岡市さんのみに事務所があるNPO法人さんについては把握ができると、団体さんの把握ができるということで、今まではNPO法人さんが活動推進補助金に助成をしたいと思われるとそのために登録をしていたのが、NPO法人の認証認定自体が福岡市さんになったために、もうそれは不要ということに24年4月からしましたということでございます。

○ 樋口博己委員

これはNPO法人に対する条例ということでしたですかね。法人格を持たない市民団体

というのは、ここのこの条例には適用されないということによろしいですか。

○ 伊藤政策推進監

伊藤でございます。

福岡市さんの場合、NPO法人格を持ってみえるということが、NPO活動推進補助金の対象でもおありというふう聞いております。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

他にございますでしょうか。この市民文化部よりの資料につきましてのご質問等、説明を求める……。

○ 豊田政典委員

この福岡の件ですよね。何で出てきたのかわからないんですけど。

○ 伊藤嗣也副委員長

委員長と打ち合わせのときに、委員長のご意向で福岡市のこの条例を参考にしたいというご希望が強うございまして、資料の要求をしてつくってもらったということでございます。混乱してしまったのなら申しわけございません。

○ 豊田政典委員

ざーっと読んで参考にする程度ならいいんですけど。一つの例としてということであればもうちょっと説明してもらったほうがいいし、その前に、副委員長が仕切っていただいたようなことで整理をしてもらおうとすれば、さっき芳野さんが提案あった内容もそうなんですけど、素案が、登録制度というところから財政的支援、それから、その次の拠点の整備、財政的支援に流れていくわけですよ。前と同じ議論ですけど、登録制度をクリアすればという条例のつくりになっているのを、B案という整理で説明しますように、転換議論を踏まえて、登録のところまで全て決めるんじゃなくて事業の受ける受けないのところまで決めていこうというのがB案だと思うんですけど、その流れで僕は前からいいと思っています、前回と同じで。ただ、その際に登録制度というのは必要かどうかというのが、芳野

委員のまとめで少し書いてもらいましたが後づけかなというぐらいのもので、あってもなくてもいいのかなと今は思っています。ほかの団体の情報を共有するなんていうのは、ほかの方法もあるし、あってもいいけどなくてもいいのかなと、別の形でもいいのかなという気もするんですけど。いずれにしろ、登録のところに一番のハードルを設けるのではなくて、事業の提案なり公募なりのところで判断していくという、その流れで僕は賛成です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

皆さん、平成22年の議政研のときに、こんな大きなA3のいろんな市町の資料があったと思うんですけど、もしお手元になれば用意しました。と申し上げますのは、登録制度をとっておるのが田原市だけなんですよ、前回の資料で。それで、登録制度が本当に他の市町、ここに出ている杉並区、福岡市、横浜市、豊橋市、田原市、千葉市、芦屋市、志木市の中で田原市のみが登録制度を明確にされておるということで資料を用意しましたけれども、参考になるようでしたら配付させていただきたいと思いますが、いかがですか。

ということで、登録制度が要るのか届け出でいいのか、その辺を他にご意見いただけますでしょうか。

○ 芳野正英委員

私も、20日の自分で書いたメモとか整理している中で、ここに入れなかったんですが、実はC案で豊田委員の意見も整理の対象上入れておこうかな、どうしようかなと迷って外したんですけど、いわゆる中2階のところ为空欄というか、ここは何もなしというふうな形でのC案という形ですよ。整理としては、その三つが大体前回の議論の中であったのかなというふうに思っていました。

私自身は、名簿掲載ですとか、届け出なのか、いろんな、形はわかりませんが、一つそういった形で、市民活動と条例上の定義をつけて、公的活動と私的活動を分けていますので、そういう部分での第3層に分けたうちの第2層というのは一つの制度をつくっておかんと整合性をつかんかな、いわゆる私的活動といわゆる公的活動の境目というのをつくったほうがいいんじゃないかなということでB案を押ししています。ただ、おっしゃるように、名簿掲載の、じゃ、どういう中身、メリット、大きなメリットという部分での説明力

は確かに弱いかなと。ただ、他の団体との連携というのもこれからは必要になってくる部分もあるので、私は、例えば、社協さんにしても各地域の社協によって特殊性とかやっている事業が違うので、そういった形の社協同士の連携ですとか、そういったことも、こういった名簿掲載、活動内容の報告等で、それぞれの社協同士ですとか他団体同士での参考資料としては役に立つのかなというふうに思っております。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

名簿に関して芳野委員の言われることも、僕、賛成なんですけど、ただ、例えば、事業の提案採択とは切り離して、事業公募にも申し込まないし提案もしないけど何か登録なりすると。それを名簿化するなりしてネットワークをつくるという活動は、市民協働を充実させる条例としては重要な側面だと思うんですよ。だから、別の、事業を受ける受けない、提案するしないというのとは切り離してやることには意味があると思いますけれども、くっつけちゃうとちょっとややこしい部分もあるかなと。芳野さんが書かれた問題点も出てくるんでね。別物で考えるとすっきりするかなというふうに思いました。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

どの辺を審査しておるのかちょっとよくわからんけど、この委員会に所属してもう1年以上になるんやけど。例えば、芳野さんの提案していただいたA、B案と関連して今論議があるような気がするんで、活動していても、なれた人たちは現状をいろいろ提案をして、審査の結果、補助金をもらえるということで活動している。ところが、中身がよくわからんけれども活動している人たちが随分たくさんお見えになる。それをもっと広げていくほうが大事かなと。こんなふうに思うと、登録とかではなくて、何人ぐらい、どんな活動をするのかわからんとあかんから、届け出ぐらいしてもらえば輪郭はつかめるということと、それから、市民活動をしている団体が既に存在するわけで、NPOをつくるNPOもある

わけですね。そういう人たちの協力を得ながら活動に参加するような、そんなことができるようなものもここに追加してもらおうとありがたいと思うんですけど。前もちょっとそんな感じのニュアンスで発言したんですけど、根っから前の発言と次がつながってこないのでもっとつらいなというふうには思っておるんですけども、その辺はどうでしょうかね。

○ 伊藤嗣也副委員長

ただいま小林委員から届け出というご提案だと思うんですけども、皆さん、条例のたたき台、もしくは案、24年1月6日に配付された第12条の団体等の登録制度というところ……。

○ 小林博次委員

新しいのは7月20日に提案されているので、条文の入っていないやつを。だから、これをたたき台にしないと、また後ろに戻っていくとやりにくいので、後ろのやつでもええんですけれども。

○ 加納康樹委員

前回の配付の資料に関しては、前のときに委員長がさばかれたように、今豊田さんのほうから改めてありましたが、登録、財政的支援、拠点、委員会、これを除いたものという形で前回の資料、たしか配付されたと思うので、肝心の4点のところに関しては情報としての提起が前回はなかったということかと思っています。ですので、資料の提供には確かに不足があったのかもしれませんが、そういう整理で今は、決してさかのぼっているわけではなくて、登録のところをどうしていこうかということの議論かというふうに理解しています。

○ 伊藤嗣也副委員長

すみません、ちょっと資料の不手際があったかと思いますが、なるだけ条例のたたき台、案を進めるべきかなというふうに思っております。したがって、前回の抜粋では第何条等がうたわれておりませんし、登録等の条項がございません。したがって、皆さん、もしお手元にお持ちでございましたら、第12条の団体等の登録制度、ここに絞った形でご意見頂戴できるとありがたいのですが。資料はございますでしょうか。

そうしたら、事務局のほうで条例案を準備させていただきます間、少し、10分程度休憩をとらせてもらいたいと思いますので、こちらの壁の左側の時計で10時40分再開ということでもよろしくお願いいたします。

10 : 28 休憩

10 : 45 再開

○ 伊藤嗣也副委員長

すみません、ちょっと時間がオーバーしてしまいました。コピー機の都合が悪くてコピーが遅くなりました。申しわけございませんでした。

それでは、ただいま皆さんのお手元に配付されました条例の案でございます。たたき台でございますが、これの趣旨としましては、私が思うのに、やはり市民の方が1人でも多く参加できる、そういうような条例をつくるべきではないのかというふうに理解しております。したがって、第12条の団体等の登録制度、ここの部分の登録というふうにここでこだわっておりますので、ここにつきまして、先ほど小林委員からもございましたように、届け出でいいのではないのかというような意味合いも含めまして、どうか、この部分について紹介しやすい、市民が参加しやすい環境づくりということで、どうかご議論いただきたいと思うんですが、ご意見いただけませんかでしょうか。

○ 芳野正英委員

先ほど小林委員もおっしゃられた部分は私も共感をしておりまして、私自身が名簿掲載という部分も、登録というよりは届け出のような簡単な、簡単といいますかハードルの低い制度として考えておりますので、その辺は差異は余りないのかなというふうに思っています。

先ほど豊田委員のおっしゃっていた点で、制度の部分の詳細な部分というのは、逆に言うところどこまで条例に出していくか。登録の名簿への掲載の細かい条件ですとか、もう一つ上の財政的支援や協働事業提案の制度の細かい制度設計なんかは、やっぱり要綱の部分が大きく寄与するのかなと。条例としては、こういう仕組みだけの大枠をつくっていくのがやっぱり条例かなというふうに思っていますので、それは今後の議論なのかなというふう

に思っています。

もう一点、先ほどちょっと樋口委員とも話をしていたんですけど、B案の中の2階の市民活動団体名簿への掲載の中で、私が7月20日まで、それ以降もちょっと考えておったのは、地縁団体も名簿をここに、自動的に名簿の中に入れるということを考えていたんですけど、先ほど樋口委員からも提案をされたんですけど、自治会ですとか社協というのは、四自連の加盟組織は全てピラミッド型にもう組織はされているわけですし、社協も各地区での協議会があるということを考えると、あえて名簿への掲載というのは必要ないのかなと、自治体とか社協に関しては。当然、自治会や社協も、もう一つ上にある各種の財政的支援ですとか協働事業の提案制度に対しての申請ということもやっていけると思うので、ここに関しての名簿掲載はむしろボランティアですとかNPOとか各種ある市民活動団体の中で、いわゆる私的活動の団体とうちは違う、ある程度の公益活動をしていきますよと意思を持ったときに届け出なり名簿掲載という形でしていくと。そこで自治会や社協とようやく同列になって、そこから財政的支援を受けていけるというような感じの整理のほうがいいのかなというふうに思いました。私は考えを変えて。なので、この括弧の部分の地縁団体も名簿掲載するというのはちょっと消していただくかなと思っています。

以上です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

ただいまの芳野委員の発言に対して何かご意見ございますでしょうか。

○ 豊田政典委員

条例制度の骨格を定めればいいじゃないかというのはそのとおりだと思うんですけど、ただ、B案中心に議論している中で、たたき台素案というやつ12、13、14というのが、あくまでも登録、さっきの議論ですけど、登録をすることによって支援が受けられるということになっていますから、これがB案で合意できるとすれば、12、13、14の作り方を根本的に変えなきゃいけないわけですよ。何をすればどういう場合に支援が受けられるのかということは少なくとも条例で定めるべきだと思うし、そこは、これは作り直す必要があるのかなというところですね。

それともう一つ確認したいんですけど、登録なり掲載なり申請なり届け出なりされた団

体の情報交換とかネットワークとかいうところは別の議論をしていますけれども、それはそれでいいと思うんですけど、必要だと思うんですが、それだけで金を受けれるものじゃないという話なんですけど、今既に、なや学習センターか、あそこでどこかの団体に委託をして活動していますよね。あれはそういうことをやっているんですよね。それが改めて条例に位置づけてさらに充実させようかという議論ともとれるんですけども、あれは何をしているのか。不十分なのかというのは機会があったらこれもちよっと現状を教えてくださいんですけど。もう一回言いましょうか。

○ **伊藤嗣也副委員長**

どなたがお答えいただけますか。よろしいですか。

○ **堤市民生活課市民活動安全係長**

なやプラザにおきましては、市民活動の拠点として市民活動を行う団体様が自由に使っていただける場の提供をさせていただいております。その中でさまざまな市民活動が行われておりますけれども、ご質問の趣旨……。

○ **豊田政典委員**

場所があって、一つには委託事業としてあの場所の運営を委託していると思うんです。それプラス、委託に入っているかどうかわかりませんが、登録なんかわかりませんが、いろんな市民活動団体の名簿なりをつくって、ネットワークの新聞を出したり、そんな活動もされていますやんか。それは委託事業なのか、またはどういう現状なのか、十分に機能していないのかいるのかというのは、現状を少し教えてほしいなということです。

○ **堤市民生活課市民活動安全係長**

私どもの委託の範囲の中では、なやプラザの拠点を指定管理という形で場所提供をお願いしておる中で、登録制度を委託しているということにはなっていない。あくまでも市民活動団体の実質的な取り組みとしまして、そこを市民活動団体がまとめていただいて、ネットワークをつくっていただいているという状況でございます。

○ **豊田政典委員**

今話している条例に戻って考えるとすれば、現状委託であったのか委託じゃないかよくわかりませんでした。場所の運営だけじゃなくて、そういうネットワークをつくるというところもうたい込むことによって、芳野さんとまとめてもらったところもカバーできるし、今議論しているところも、この条例にふさわしい内容ではないかということを書いたかったです。さらに充実という側面からね。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

ただいま活動拠点の部分にも触れていただきました。他にご意見ございますでしょうか。

それでは、例えば12条、例えばでございますが届け出方式とした場合、仮に無審査での届け出、門戸を広く、それで、公益活動をする団体であったり、例えば、趣味のサークルであっても公益活動をする場合には届け出をしてもらうとか、そのようなことが考えられるのではないかと思います。また、それによって公益活動をする団体等が把握できる、まず把握することが大事かなというふうに思います。

それで、協働事業をする際には結局さまざまな審査がそこで行われるというふうに理解しておりますので、私としましては、届け出方式をベースに、ここの12条につきましては修正ということを広くとるためだと思うんですが、つきまして、皆さん、ご意見をいただければ。どうでしょうか。

○ 樋口博己委員

私も副委員長が言われるとおりでと思います。12条の1項はあらかじめ市長に登録を受けなければならない。この表現はちょっといろいろかどうかわかりませんが、2項に関しては可否を云々となっていますので、ここは今の議論の中ではちょっと修正せなあかんだらうなと思うんですね。登録という言葉がいいのか、エントリーというのかわかりませんが、最低限1人なのか団体なのかかわかりませんが、エントリーするに当たっては私的な利益を追求しませんよとか、公益に準じますよというようなことを誓約するところにサインだけあればほかは別に条件何にもいらぬのかな。それが、担保しておけば、もし何かあったらルール違反ですよというところで問えるのかなという非常に簡素なエントリーというか、そういうのでいいのかなと思っています。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 山口智也委員

私もそのように思いまして、先ほども言いましたけれども、第2条の第3項の部分と、あと第4項の部分と、この辺の条件をしっかりと誓約書なり、要綱の話になるかもわかりませんが、そういう手続をとっていただければ届け出という簡単なやり方でいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 笹岡秀太郎委員

樋口さんの言われること、よくわかってシンプルでいいかなと。そうすると、今も副委員長の仕切りというか進めの中でいうと、広く市民活動の裾野を広げていくという部分でいうと非常にいいかなという思いがするんです。そういう意味でいうと、定義のところ、市民活動のアイウ、例えば、前回も提案、定義、考え方と示したけれども、ある宗教団体が、例えば、防災上で行政のパートナーとなり得るよと、ただし、宗教の教義を広めないけれども、そういう目的じゃないけれども、主目的としては防災にかかわってくると。例えば政治団体が、女性部あるいは青年部が、四日市市のそういう行政活動のパートナーとなり得るよという活動を申し出た場合も、これはある程度やっぱり裾野を広げていこうという、そういうお示しなのかなと私は感じるんですが、それはそれでいいですか。

○ 樋口博己委員

非常に今のとっても重要な内容なんですけれども、推進団体、グループというのは別に関係ないというふうに私は理解しています。そこできちんと、届け出なりエントリーするグループがそういう趣旨なんだよということをきちっとうたうことを確認するということが目的なのかなというふうに理解しています。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 川村高司委員

登録制度の登録の目的というのはコンプライアンスを担保するためなのか、ほかに何か目的があるんですか。

○ 芳野正英委員

登録制度の場合、登録制度というか私が考えておる名簿の掲載の場合は、実は余りコンプライアンス云々ではなくて、あくまで団体間の連携、それから、私的活動から公的活動へ団体自身が、我々は今まで趣味や仲間内だけのボランティアじゃなくて、公的な活動としてアピールをするというところの差異というふうに考えておりますね。つまり、名簿掲載したからといって、その団体の信用性というのがどこまで担保できるかというそれほどではないと思います。それが届け出ということだと僕は思っておるんですね。ただやっぱり市から財政的には支援をいただくとか、市と一緒に市民協働事業をしていく場合には、その団体の公平性ですとかしっかりとした中身の活動をしていくという制約の部分もあると思うんですけど、それをしていかなあかんのはもう一つ上の最終階層に出てくるのかなと。だからこそ、ここで案件審査という部分でも団体の資格がふさわしいのかどうかというのを審査していくのかなというふうには考えております。B案でいうと、B案でいうとそういうことかなと。

○ 川村高司委員

どうしても、老婆心じゃないんですけど、県が美し国おこし・三重で平成21年からやり出して、NPO団体ですとか自治会とかを登録制で、6月末で369団体まで登録はされたと。だけれども、実際運行実態を精査していくとかなり非常に厳しいものがあって、今後とも存続すべきものかどうかというのを、ある意味ネガティブな方向で検討段階に入っているという話も聞いています。管理し切れないようです、結果的には。目的も一人一人がアクティブシチズンというか積極的な市民となっていくときに、登録というのはちょっと目的と違うんじゃないかと。一人一人の方々がボランティアを發揮してもらえるように行政の手助けしてくださいねという。私の場合は温故知新的な啓発活動の一助になればと

というような思いがあるので、それからいくと、登録ってしてしまうとある意味敷居を設けるとかなりがちですし、登録しなければ本来の市民活動というか、市民活動という言葉にも私は違和感を感じるんですけれども、なので、その辺の議論というか、本来の目的としているものに対してどうあるべきか、あるべき論という部分でもうちょっと議論をしていかないと、もう登録ありきというか、二者択一のような議論になるのをちょっと危惧しているという意見です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

○ 芳野正英委員

そのときの川村さんの登録というのは、このA案のことを言っているんですか。それとも、届け出も含めた登録ということなんですか。

○ 川村高司委員

全て。

○ 芳野正英委員

確かに例えば名簿掲載ということですから、ある程度公なところに届け出をする場合がありますよ。そうすると、例えば、5年たって届け出した団体全てが5年後も存続するかというと、中にはきっと開店休業状態になっている団体というのも出てくるんだろうなというふうには思います、届け出制度にしている場合はハードルが低いんで。ただ、僕はそれは、そこもあつての市民活動なのかなというふうには思っているんです。これは多分認識の違いの部分もあるのかなと思うんですが、広く届け出制度という形ですて、しかも、届け出をしたからといって財政的支援がありませんよという含意は、活動が休止している団体も出てくるので、つまり、登録をするという形になるとかなりハードルを設けてしっかり何十年もやってくださいよというふうな形のハードルを上げるのか、もしくは2段階にして、一層目は緩くしていろんな届け出だけにしておいて、ただ、さらに財政的には支援とか市との協働になって、市から補助金をもらうというふうになってくるともう少し絞ったほうがいいという。その二段階を設けるかという違いかなというふうには思っている

んですけど。だから、そういう活動休止になってしまう団体もあるのを前提として届け出制というふうにしたらどうかというのが私の判断ですね。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

○ 森 智広委員

少し関連なんですけれども、基本的にB案になると届け出というのはやはり市民活動を広く醸成していくということが目的であると思いますので、非常にこの条例の趣旨には合っていると思うんですよ。ただ、川村委員がおっしゃるように、なかなか今後のメンテナンスをどうしていくのかというところもあると思うんですけれども、これは枠組みですので、届け出した団体を今後どうしていくのか、多分定期的にチェックしていくのかというのは具体的な要綱で定めていけばいいのではないかと。あくまでも今回は、財政的支援、協働事業提案制度というものを受けれる対象をどう決めていくか、そしてまた、市民活動を醸成していくために届け出制度を設けていくんだという大きな枠組みで、方向ではいい方向ではないかと思います。細かい部分については要綱で調整して微調整していくことができるのではないかと考えております。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

本当にいい感じの議論、たくさんいただきましてありがとうございます。時間の都合もありますのでこの辺で、12条につきましては、前段の部分の修正並びに第2条の修正、削除も含めた形で、一度、案を20日の時点ですべて出ささせていただきたいと思います。それをもとに20日の時点で再度ここで協議していただくということで、登録制度云々等につきましてはここで議論を終結したいと思うんですがよろしいでしょうか。すみません、ここでとりあえずきょうは終わりたいと思います。

それでは、皆さん、手元に条例案をお持ちでございますので、次の第13条の活動拠点について、前回は委員会等のご議論をしていただいたと思うんですが、条例をベースにいきたいと思っておりますので、委員の皆さん、問題がなければ活動拠点につきまして、先ほど豊田委員からもなやプラザ等のご意見を頂戴いたしました。そこをご意見頂戴したいと

思うんですが、よろしいでしょうか。

それでは、第13条の活動拠点につきましてよろしく申し上げます。

○ 小林博次委員

市民活動が広がっていくと、市が管理するというよりむしろ市民活動団体が市民活動を掌握していく。それから、新しいのをつくったり、そんなような活動がイメージされるということになると、なやプラザかなんかが拠点で、既に活動されている団体があるわけで、そういうものも含めて支援していくということが大事かなというふうに思うよね。行政の仕事をふやしてしまうと余り意味がないと思うのね。だから、行政の仕事ではなくて、それこそ市民総ぐるみでお互いが助け合いの制度をつくっていく、そんな拠点をなやプラザに置いたらなあ。もっと広がるとふえるかもわからんね。北のほうとか、西のほうとか、南のほうとかね。それはそれで、発展を考えて対応したらいいのではないのかなと。お金の分配なんか、余分なことや、お金の分配なんかも、自治法では行政側が分配になっているけど、実際にはサボっておる団体にも出せてるわけや。これはけしからんやないのと言ったら、どう処置したか、後、関知しませんけれども、そういうのは活動しておる団体のほうがよく掌握しているということで、やっぱりそういう人たちに中心的に活動を願う、そんなことを想定したほうがいいのかなと。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

ただいまの小林委員の発言に対しまして何か。

○ 豊田政典委員

これまでも発言したことがあるんですけど、拠点の整備、サポートという点で二つに大きく分かれると思うんですよ。一つは今小林委員が言われたように、いろんな市民団体の事務局みたいなところの拠点、今でいうところのなやプラザみたいな。これの拠点は、私は賛成だと思う。これは一つね。もう一つたたき台にあるのは、それよりもこんなイメージかなと思うんですけれども、今、自治会なんか集会場を自分でつくりますけど、それに対する補助制度というのがありますよね。これを、例えばNPOや自治会、支援団体以外の市民活動団体にも適用したらどうか、そんなイメージのたたき台かなと思うんです。こ

れが二つ目ね。これについては、私の意見としては線引きというのは難しいし、どういった場合に支援できるか、無償にできるか、センターを使う場合に。支援団体だったらセンター無料とかありますやんか。これを拡大したらどうかという趣旨かなと思うんですが。違ったら言ってくださいね。という場合に、今ある自治会とか支援団体を一緒にしようよという発想なのかな。それをクリアできる市民活動団体はどんな要件なんだということになってくると結構難しいかもしれないし、あるいは拠点整備、ある団体が新たな事務所をつくりたい、それに対して、自治会の集会所みたいに何分の1かを補助するというをやれば余計難しい、難しいというか金がかかる話だし、市民活動団体からは基本的に無償でやるというのが精神だと僕は思っているんで、だとすれば、二つ目のやつは結論的にはないほうがいいんじゃないかと僕は思います。統括するセンター、事務所というのは必要だと思いますけど、個別の団体に対する補助というのはないほうがいいんじゃないかというのは、今の時点の僕の意見です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

ただいまの意見に対して何かございますでしょうか。

○ 芳野正英委員

私は、13条なんかもあるんですけど、活動拠点の整備の考えでいうと、あらゆる市民活動団体の拠点を市が整備していくというのは難しいと思うんですね。先ほども言ったように、私の考えでは、市民活動団体といっても届け出しているだけなんでいろんな団体も入っておるので、全ての団体に対して支援をしていくというのはまず無理だろうと思います。私としては、小林委員もおっしゃるように、なやプラザのような形で、市民活動の中でも中心を担う市民活動団体というか、いずれ市民協働を市民活動団体が仕切っていくという、今ほぼあそこもNPOが指定管理で運営をしていますから、そういう形での整備を考えていくべきなのかなと思っていますし、もう少し踏み込んでこの条文を解釈すると、市民活動団体というのは条文上では自治会も入っていますから、自治会や各地域の社協も入っていますけど。例えば、今市民センターにある各種団体事務局というのは、これは今市民センターがあるからこそ無償で団体事務局を持っていますけど、これは遠い話ですよ、市民センターがなくなって統合されていく話になったときに、じゃ、そういった各種団体事務局

局というのを、各地区にある各種団体事務局は、市は、整備する条文根拠は僕はここに置けると思っておるので、僕は地縁団体にとってもこれは有利というか、地縁団体の今の各種団体事務局の活動を保障する条文にもなってくるんだろうなというふうに思っているんですよ。なので、全ての団体というよりは、ある程度の地域で区切られた、その団体を統括する市民活動、市民活動団体を統括する市民活動団体の拠点を整備するという意味を持たせたほうがいいのかというふうに思っているんですけど。

○ 笹岡秀太郎委員

ある意味行政のパートナーとして各市民団体を広く認めていこう、あるいは広く育てていこうという意味でいうと、今の芳野さんの意見はちょっと乱暴かなという思いが実はするのね。意見ね、意見表明だけ。そうすると、もうちょっとそのあたりは熟考というか考えていかないかなという部分があって、どちらかというとは私は豊田委員に近いポジションで今発言していますけどね。そういうことです。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

大きく二つ、今、豊田委員と芳野委員の、半分は一緒かなと、半分はちょっとかなというふうな感じも受けるんですが、他の委員からご意見がなければ、ここにつきましても20日までに私なりにたたき台を整理させていただいて、皆さんがご議論できる状態で条文を出させてもらいたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

休憩なしで続けてもよろしい、ありがとうございます。

条例の順番で第14条財政的支援に入らせていただきたいと思います。これにつきまして、ちょっとすみません、急な進め方かもわかりませんが、ご意見をいただいて、できれば修正した条例文をつくっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 加納康樹委員

財政的支援のところていくと、今の議論からいくと、登録に基づきということではなくて、逆に、後から出てくる協働促進委員会によりということに多分なっていくんだろうなというところがまず変わってくるというところ。それぐらいしか多分やりようがないと思いますし、ここの場で議論しなくちゃいけないのは問題提起としてある2項のほう、い

いわゆる1%条例に基づくようなものの頭出しをこの中ではしているんですが、これをあえてこの中に入れる必要があるのか否かというところをぜひ議論していただきたいと思います。もちろん、頭出しをしてそういう制度に取り組んでほしいという思いがあってこの案のほうには入っておるんですが、そこまではというご意見があれば、ここは別に特段なくてもいいんですが、あえてここはそういう1%条例を見込んだようなものを当て込んであるというところだけご理解いただいて、皆様のご意見をお聞きできればと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

他に。

例えば、今現在市が協働している形態としては、委託と補助金という、その2通りが現在あるということでございます。例えば、協働事業の提案といった場合、行政側からの提案もあるし、市民活動団体側からの提案もあろうかと思えます。したがって、別途これも要綱でやはりいろいろ定めていくべきだと思いますが、非常に財政的支援、大事な部分でございます。公益的活動に対しての補助が必要なのか、対象団体、登録された団体に限るのか、対象事業に対して申請の要件等が必要なのか、その辺、審査会等で今後の委員会等審査会で検討されるわけだと私は理解しておりますが、この段階の条文第14条におきまして、ただいま加納委員のおっしゃった件につきましてご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 小林博次委員

やっぱりお金も活動するにはかかりますから、基金かなんかをつくってもらおうということと、この条文のとおり。それから、ほかでもありますけれども、個人市民税1%、ここでいうと1億5000万ぐらいのことをさせていると思うんですけど、実際には1億5000万で絶対足りないんで、物の考え方として、例えば基金をつくって、その基金は市民活動で行政側がコスト削減できる場合があり得ると思うわね。その何ばかを基金に積んでくださいよと、あるいは、財政黒字で財政調整基金に積むようなときにこっちへ一部積んでもらうとか、無理のない積み方ができるんやないのかなと。それから、あと、ふるさと納税のようなことができるわけで、それをもう少し活発に奨励していただけるようなそんなこともこの中に入れてもらおうとありがたいなと、こんなふうに思っているんです。

それから、あと、お金を集めて今度配るんですけれども、自治法では市が配らんとあかんわけですね、割り振りを。だけど、実際には、市民活動している団体の人に大体割り振りをさせていただいて、それを、後ろ盾して市が出すみたいな、できれば自治法の改正まで持っていけるといいんですけれども。そんなようなことなんかも頭の中に入れて、少し答えを出してもらおうとありがたいなど。だから、ここに書いてあるやり方をそのまま条文として記載してもらおうといいかなと。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

小林委員のほうからは基金の設置、基金の設置が必要だというふうなご意見を頂戴したんですが、やはり財政的支援については私も必要とは思うんですけれども、それで、基金についてのこの2項につきましては、特段私としまして問題にすべき内容があるのかなと。いろいろ要綱というものを定めていく必要がある中で、第14条につきましては特に問題になるところは感じないんですが、その点、どうでしょうか。

○ 豊田政典委員

僕は、14条の1項、2項と分けて考えたときに、1項は必要ないと思っているんです。それが今までの議論なんですけれども、つまり、1項というのは登録なり審査なり届け出なりを受けて、そこに団体補助を出すという話ですよ。そうじゃなくて、今まで発言してきたし議論になっているのは、市が提案する事業、もしくは団体が提案する事業の委託費なり事業費を出すというところで金を使うという考えですから。聞いていますか。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

○ 豊田政典委員

まだ。だから、団体補助金というのは必要ないということはずーっと言っているし、それをやっちゃうと際限なく広がっちゃうので、そうじゃなくて、提案された、もしくは、公募した事業に対するお金を使う、それによって市民活動が活発になっていけばいいということから1項はなしにして、2項はどうかというと、予算を確保しようということなんです。

よね。これについては、自治体によって、小林委員が言われたようなふるさと納税や、また1%条例によって予算を確保していこうという仕組みをつくっているところがありますよね。だから、そのあたりの、僕は必要だと思うんですけど、基金等については。ただ、その中にふるさと納税、1%条例を盛り込むかどうかというところ、加納委員が言われたように、ここだけは決めておかないかんのですよね、要綱に任せるんじゃないと。そうじゃないと、きっちりした仕組みをつくっておかないと、なかなか基金、幾ら確保できるんだとか、あるいは、納税する人の意識を高めるという意味合いからも、そういう仕組みをつくっておけばよりよい制度になるのかなということ。2項はもう少し詳しい骨格をつくる必要だと思うけど、1項は必要がない。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

1項の登録とか団体という文言がありますから、豊田委員のおっしゃるように私も削除できるのかなというふうに今、ただいまのご意見を拝聴して思いました。したがって、ふるさと納税並びに1%条例等のこの辺の文言がここに織り込む必要があるのかなのかに對しまして他の委員の方のご意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○ 川村高司委員

ふるさと納税とはちょっと違うんですけど、前から言っていることなんですけど、先ほど豊田委員がおっしゃったみたいに財政的支援を別途というか、行政の肥大化促進に見えてしまうんですよね、これをやってしまうと。本来市民の一人一人の理解を得て、この厳しい経済状況の中、財政も厳しい中で、本当に仕事をしていくのが精いっぱいな市民の方々が多い中で、ある程度いろんな面でゆとりがないとこういう活動ってできないと思うんですよね、時間的、経済的にも。そういう人しかこういう市民活動をする資格がないとまでは言いませんけれども、本来この厳しい財政状況を鑑みると、ボランティアということも鑑みると、自立した人たちにきちっと市民活動を率先してやっていただけるような形が一番理想かなと思っています。

自分自身のことを言ってなんなんですけど、津を拠点にして南勢地域の海の再生活動という社団法人をつくってやっているんですけど、一切行政にはヘルプを申し入れていないんですよ。民間企業からいろんな、イトーヨーカドーさんですとかイオンさんですとか、

そういったところからの助成金はいただいていますけれども行政には一切そういうのはいただいている。なので、本来自立するような形での活動をバックアップしてあげるようでない、直接的には行政が本来すべき仕事やと思っているんですよね、行政サービスというのは。なので、あくまでもそれを手助けしてもらって、財政状況が厳しい中でそういう一人一人の市民の方々を、底辺を広げていくということからいくと、ともすると財政的、お金を出すからやってくれへんかというふうにも見えてしまうと、ちょっと目的が変わってきてしまうんじゃないかなと。

以上、意見です。

○ 芳野正英委員

先ほどの豊田委員のご意見への返答にもなるのかなと思うんですけど、今議論している市民協働の部分でいうと、いわゆる市民活動の中でも行政のサービスの一部を、これから市民団体、活動団体に担わせていくという部分の支援を多分話をしているんだと思うんです。川村委員がおっしゃるように、そこも市民活動に任せずに全部市の職員でやっていたという考えも一つあると思うんです。だけど、例えば四日市でも赤ちゃんの訪問事業をやっていますよね。あれは今NPO団体に委託だったのかどういふ形かちょっと忘れちゃったけど、こんにちは赤ちゃん事業をやっていますね。これはNPOに任せています。つまり、本来行政職員が生まれた赤ちゃんのところを全部訪問するのを、それは行政職員がやっているのではコストがかかるのでNPOに委託をしてやっていると。これが市民協働の一つの形で、私はずっと、ここで言う、僕がつくった団体の一番上の階層の部分を担当するのがそういう活動だと思うんです。そういう部分での協働のあり方がある場合の支援なり、支援というか、それも協働提案事業なので、財政的支援というよりは市の活動を市民活動がやっていくという、それに対してどういう整備とか支援ができますかという話を私はしておいて。確かに豊田委員がおっしゃるように、これは活動拠点の整備もそうですし、こういう財政的支援でも無尽蔵に広がるおそれを今ずっと懸念でおっしゃられているんですけど、そこは確かに私らも、何でもかんでも支援をしていかなあかんというわけではなくて、一定のくくりというのは大事なのかなと思うので、活動拠点のときにもお話しさせていただいたみたいに、全ての届け出をした市民活動団体に拠点の整備まで世話をすることは無理であるし、そこは市民協働ではないわけだと僕は思っているんです。

この財政的支援の部分でも1項はいらぬというふうにおっしゃっていたんですけど、

逆に言うと、福岡の条例の部分で見ていただくと予算の範囲内で助成できるというふうに書いてあるんですけど、予算の範囲内というのは市の全体予算なのか、いわゆる項目を分けた予算なのか別として、こういう一定のくくりを設けているんですね。私は、こういうくくりを設けることでこういう財政的支援も一応免除をしていくというのは大事なのかなと。常々私は言うておるように、私は、この市民協働とか市民活動というのは、地縁団体、社協さんや自治会さんもやっている活動のことも僕は頭に入れながらしゃべっています。今は四日市市としては、そういう自治会、社協への団体に対しても支援はしています。これはもう当然のように今までの経緯でしてはいますが、条例を制定することで今まで当然だったことを法的に、やっぱり根拠条文をつくるという必要があると思うんですね。ただ、さっきも言ったセンターの各種団体の事務局に対する整備も、今はもう当然のように市は整備をしていますけど、これが例えば、考えが全く違う市長が出てきて、そんなの助成するのはおかしいやないかと言ったときの根拠条文がなければ廃止されていくわけです。そうでなくて、今当然としてやっている地縁団体に対する支援に対しても一定のこういう条文立てをすることで、今まで根拠がなかった部分をちゃんと根拠づけするという役割があるのかなという、この2点が私はこの条例の意義というふうに考えておるので、その辺についてまたご意見があれば。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

まず、福岡の条文を出してもらったんですけど、これがまさに前半部分が団体補助の規定で、審査会というやつで、補助金審査会というのが認めたら団体補助をするんですよね、登録したやつに。後半部分はまた違って、事業委託とか事業補助みたいなやつですよ。これは審議会というやつですよ。だから、前半部分、これははっきり分かれていて、まさに今1項というのは僕は前半部分の団体補助かなと思ってこの素案を読んでいるわけですよ。だとすれば、ずっと言っているような、やり過ぎだと、甘やかし過ぎとか。肥大化するおそれがあるのでやめたほうがいいということ。そうじゃなくて、今、芳野さんの言葉で言えば、言葉で言えばとか同じことを言っていると思うんですけども、提案された、また公募に募集した事業についての、それを委託することによって支援するんだ

というのに限定したらどうだという話ね。財政的支援ということは、支援というのはやっぱり必要かもしれないなと聞きながら思っておった。支援するんだという姿勢を条例でね。その中身は団体補助じゃなくて、何と云うのかな、仕事もお願いするけど、それは有償でやってもらうという意味合いの支援であるというところね。

もう一つ、現状自治会の例とか言われました。現状をきちんと条例にうたい込むことの必要性、これはまさにそのとおりだと思うんですけど、自治会に置きかえて考えれば、自治会には今事務委託という形で委託となっているんですよ、形上。補助は出ていない。ここは整理すべきでなんですけど、僕はちょっと踏み込み過ぎますけど、自治会に対してもお金というの整理すべきだと前から言っておるように、委託に変えていくべきだと思っていて、補助は必要ないと思っているんです。ところが拠点のを考えると、拠点、集会所補助というのは出ている。さっきからの話に戻っちゃいますけど、これを地縁団体と市民活動団体と言われるやつと同じように考えた場合に、片方はあって片方がないのはおかしいなという議論は残っているんですけど。基本的に市民活動団体、一緒に考えるんだとすれば、自治会も社協も補助というのは必要ないと思うんですよ。委託事業というのは整理した上で必要だと思うけれども。というところですよ。そこをはっきりとさせておかないといけない。これは条例に書き込むべきだというのは賛成だけど、中身の議論は必要だと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

今お二人の議論をお聞きしていまして、団体補助というのはどういう位置づけなのかというところをちょっと考えておったんですけども、団体補助と言ってしまうと、活動しなくてもしていなくても基礎的経費のように思うんですよ、団体に対する援助という。やっぱりそういう感覚ではなくて、豊田委員が言われるように、社協にしても地縁団体にしても単なる組織を運営するための補助というのではないと思うんですけども、いろんな形の事業であったり委託であったり、そういうことに対しての補助というような僕はニュアンスに思っていますので、登録された活動団体に対する団体支援というのは必要ないのかなというふうな、お二人の議論をお聞きして感じますね。あくまでも事業に対して、継続

して今年度も来年度もずーっと継続する事業があるとする、あくまでもその事業に対して支援しているだけであって、団体そのものの人件費を出しているという話ではないんだよというようなニュアンスに受けとめました。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

団体補助と事業補助の今ご議論していただいています、他にこの件についてご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、この14条につきましては……。

○ 森 智広委員

今までの件ではないんですけれども、ちょっと別の視点で発言できますか。終結していたらいいですけど。

○ 伊藤嗣也副委員長

別と申しますと。

○ 森 智広委員

またこの細かい条文の話なんですけど。意見としてですけれども、先ほどの補助の関係では少しないんですけれども、2項にある、市民が選択した市民活動団体に対し補助するという、支援金を交付するという文言があるんですけれども。これは、以前奥州市の事例を少し勉強させてもらったときに、奥州市って市民税の何%かを基金として設けて、その財源に対して市民が、提案した市民団体がプレゼンみたいなのをして、それを市民が投票していくという制度をとっておったんですよ。その市民の支持が高い団体に基金を割り当てていくという制度をとっておったんですけど、この文言をどこから持ってきたかちょっとわからないんですけれども、そういった投票制度のようなものを意味しているのであれば、四日市もそこまでやるという腹づもりがないとあかんで、この文言というのを入れるか入れないかというのは大きなところで、市民が選択したという意味、私は、奥州市の事例で市民が投票して決めていくという市民の自主に任せた制度を設けたという大きな冠を掲げてやっておったので、それを意味するのであればちょっとまた踏み込み過ぎている

部分があるので、そのレベル感ですか、基金を設けるのはいいけどその基金をどう分配していくのかというところで、ちょっとこの意味を整理していく必要があるし、入れるか入れないかというのもまた議論をしたほうがいいのかなど思っております。この市民が選択肢の意味というのをまた整理していただければいいかなと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございました。

第2項の市民が選択した市民活動団体というこの文言、市民が選択したという、なぜここに入っておるのかというふうな意味でよろしいでしょうか。

○ 森 智広委員

それが、もし投票制度のことを意味しているのであれば、また、踏み込んだ条例になってくるので、その部分を整理しておかないとややこしいことになってくるなという問題提起です。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

ちょっと私もこの経緯は、私自身正直わかりませんので、これは調べさせていただきたいと思います。したがって、第14条につきましては、第1項について……。

○ 小林博次委員

やっぱり市民活動団体、例えば、NPOをつくってもらうNPOに対して支援していく必要があるやろうと思うわね。それ以外の団体でも滑り出し支援が要るところもあるし、だから、規程上は財政支援をするように努めるということで、あと、どんなことでどうやって支援するのかというのは、また内規かなんかできちっと決めてもらうほうがええかなど。今まで、例えば、県から介護の関係でこれまでは申請したら50万円もらえた。ところが、こういう条例ができてはまると、該当せんやつは銭やらんよと言われるともう活動そのものができなくなる、新しい活動が。こういうものができるとそっち向いて大きく変わっていく可能性があるんで、だから、市民活動団体に対して、どうしても支援がいるやろうという1項は残しておいてほしいよね。どの程度、どんな条件でというのはまた

別に定めてもらう。余り別に定めてもらうというのは条例としてはよくないんやけど。そんな感じで。

それから、2項目の基金のつくるということと、それから、個人市民税を充てるということと、それから、それを支援金として交付するということを少し文章上分けてほしいんです。分けてもらった中で、市民が選択したというのはちょっと疑問があるので、それから、配ってあげるのに活動団体に規定するというのはやっぱりちょっと。市民活動に対して支援をしてやってもらいたいんやけど、だから、そのあたりの文言をちょっと整理していただくとありがたいかなと。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

○ 加納康樹委員

頭を整理するために、冒頭にもこの項の議論のときにも申し上げましたが、ここの選択した云々というのは、あくまで、いわゆるスタンダードな1%条例、市川を中心とするような、そういうようなものを意味しての選択も入っているということでご理解いただければいいと思いますが、確かに解釈の仕方はいろいろあると思いますので、次回に向けてまた、小林委員がおっしゃるようにきちんと整理した形で提示もしていただければなと思います。

○ 小林博次委員

1%でも実情に合わんと思うんで。例えば4%とか。いや、出ないと思う。実際に地縁団体でも1億ぐらい出せるわけやし、だから、減ってしまうと思うよ。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

この14条につきまして、12条、13条と同じように私なりにアレンジをさせていただきたいと思います。皆様のご意見をなるべく織り込んだ形で20日の日にご提案させていただきますので、再度その場でのご議論をお願いいたします。

○ 樋口博己委員

今の市民が選択したというところなんですけれども、これは加納委員のほうで今何かイメージしたものがあればちょっと発言いただきたいなと思っておるんですけれども。

○ 加納康樹委員

今、森さんのほうから疑念のあった奥州のほう、私、余り調べていないのでわからないんですけど、選択して、オール・オア・ナッシングとかいうんでなくて、あらかじめ、1%ですので、そのところにエントリーをしたものに対して、市民の方が、私は1%放り込みますよというのを、際限なしでなくて、団体に関しては、マックスこういう事業をするので何万円くださいというふうなことでエントリーしていて、それに対して、市民の方がじゃあということで、投票じゃないけど入れていくというのが市川のやり方ですので、ですから、際限なく入るわけでも当然ない。こういうことをやるからこれだけください。それが全部必ずしも埋まるわけでもない、そういうところで選択という意味が入ってきておるといふ。だから、あくまで1%条例ですので事業をイメージしている。団体云々とは全く違うということではありますが、ちょっとその辺が読みにくければきちんと整理したほうが良いと思います。

○ 伊藤嗣也副委員長

ありがとうございます。

ただいまの加納委員からの説明も伺いました。先ほど申し上げましたように、第14条につきましては、きちっと整理させていただいた上でお示しをさせていただきたいと思えます。

時間の、次にちょっと足りないと思いますので、次回開催が20日でございますが、その後は決めたほうが良いですか。皆様のお手元でございます今後の日程につきまして、ご確認の上、出席のほうよろしく願いいたします。

これにて、本日の市民協働条例調査特別委員会を終わります。どうも皆さん、ありがとうございました。

11 : 42 閉議